

議 事 日 程 (第1号)

令和3年5月17日(月)午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長辞職の件(日程追加)
日程第4	議長の選挙(日程追加)
日程第5	副議長辞職の件(日程追加)
日程第6	副議長の選挙(日程追加)
日程第7	会議録署名議員の補充指名(日程追加)
日程第8	常任委員会委員の選任
日程第9	総務経済委員会の閉会中の継続審査(日程追加)
日程第10	福祉教育委員会の閉会中の継続審査(日程追加)
日程第11	建設環境委員会の閉会中の継続審査(日程追加)
日程第12	議会運営委員会委員の選任
日程第13	議会運営委員会の閉会中の継続審査(日程追加)
日程第14	浜名学園組合議会議員の選挙
日程第15	浜名湖競艇企業団議会議員の選挙
日程第16 議案第57号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第17 議案第58号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第18 議案第59号	令和3年度湖西市一般会計補正予算(第1号)に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第19 議案第60号	令和3年度湖西市一般会計補正予算(第2号)
日程第20 議案第61号	湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて(追加議案)

- 本日の会議に付した事件.....議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員.....出席表のとおり
- 説明のため出席した者.....出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員.....出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回湖西市議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から新型コロナウイルス関係の緊急対応で会議の前半当局が出席できないとの届出がございました。正当な理由であると判断するとともに、議会の審議に必要な説明のためには必ず出席していただかなければならないことから、通例の日程を組み替えておりますので、御承知おきください。

本日は、傍聴席へ報道機関が入っております。

なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 議案書の受理について申し上げます。

第1回湖西市議会臨時会に市長から提出された議案は4件でございます。その内容は条例の一部改正の専決処分2件、令和3年度補正予算の専決処分1件、令和3年度補正予算1件でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 報告事項は終わりました。

午前10時03分 開議

○議長（加藤弘己） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に14番 荻野利明君、15番 馬場衛君を指名いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。このまましばらくお待ちください。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○副議長（竹内祐子） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は17人です。休憩中に議長、加藤弘己さんから議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内祐子） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○副議長（竹内祐子） 日程第3 議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○副議長（竹内祐子） お諮りいたします。加藤弘己さんの議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内祐子） 異議ないものと認め、加藤弘己さんの議長の辞職を許可することを決定いたしました。

加藤弘己さん、入場してください。

〔12番 加藤弘己 議場入場〕

○副議長（竹内祐子） ただいまの出席議員数は18人です。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内祐子） 異議がありませんので、そ

のように決定いたしました。

○副議長（竹内祐子） 日程第4 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（竹内祐子） ただいまの出席議員数は18人です。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（竹内祐子） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内祐子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（竹内祐子） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは、投票用紙に候補者名の記入をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼→投票〕

○副議長（竹内祐子） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内祐子） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（竹内祐子） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番 楠 浩幸さん、10番 佐原佳美さんを指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。立会人の方は書記席までお進みください。

では、開票を始めてください。

〔開 票〕

○副議長（竹内祐子） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票15票、無効投票3票、有効投票のうち馬場 衛さん14票、楠 浩幸さん1票。

以上のとおり、この選挙の法定得票数は5票であります。よって、馬場 衛さんが議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました馬場 衛さんが議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

馬場 衛さんにおかれましては、演壇にて御挨拶をお願いいたします。

〔15番 馬場 衛登壇〕

○15番（馬場 衛） ただいま、議員皆様方から御選任をいただきまして誠にありがとうございます。

1998年に議員活動を始めて以来、23年がたちました。その中で、大変多くの議員さん方の姿を見、その下で議会活動を一生懸命活動してまいりました。

今回、議長という大変責任のある要職に就くことになりました。私1人ではなかなか議会全体を引き継いでいくということは難しいかと思っております。皆様方のお力添えをいただき、しっかりと市民の安心・安全、生命・財産を守り、議会活動として、議員活動として湖西市議会がしっかりと運営できるよう全力で頑張ってまいりたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○副議長（竹内祐子） 議長交代のため暫時休憩といたします。

それでは馬場 衛議長、議長席へお着きをお願いいたします。再開は10時35分といたします。

〔議長 馬場 衛君議長席に着く〕

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議長を交代いたしました。それでは議事を進めさせていただきます。

ただいまの出席議員は17人です。休憩中に副議長、

竹内祐子さんから副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第5 副議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） お諮りいたします。竹内祐子さんの副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議ないものと認め、竹内祐子さんの副議長の辞職を許可することを決定いたしました。

竹内祐子さん、入場してください。

〔13番 竹内祐子議員 入場〕

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員数は18人です。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第6 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員数は18人です。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（馬場 衛） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（馬場 衛） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは、投票用紙に候補者名の記入をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼→投票〕

○議長（馬場 衛） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（馬場 衛） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番 吉田建二君、12番 加藤弘己君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。立会人の方は書記席までお進み願います。

では、開票を始めてください。

〔開 票〕

○議長（馬場 衛） それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票18票、無効投票0票、有効投票のうち、佐原佳美さん9票、竹内祐子さん9票。

以上のおおりに。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

午前10時50分 休憩

---

午前10時53分 再開

○議長（馬場 衛） それでは、休憩を解いて会議を進めさせていただきます。

先ほど報告のとおり、佐原佳美さんの得票と竹内

祐子さんの得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数5票を超えております。

地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで決定することになりました。

くじの手続について申し上げます。くじは被選挙人が議場におられますので、被選挙人にお引きを願うことにいたします。

まずくじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。以上、御了承願います。くじは2回に分けて行います。

第1回目のくじは引く順序を決めるためのものがあります。第2回目はくじの順序に従い、当選人を決定するものであります。くじはくじ棒によって行います。

佐原佳美さんと竹内祐子さんの登壇をお願いいたします。

〔10番 佐原佳美登壇〕

〔13番 竹内祐子登壇〕

○議長（馬場 衛） 最初のくじを引く順番ですが、届出順にしたいと思いますがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） それではそのような形で、第1回目のくじを引いていただきます。

引く順序のほうは佐原さんが最初になります。

くじの結果を報告いたします。ただいまのくじの結果、佐原さんが先にくじを引くことになりました。それでは、2回目のくじを引いていただきます。1番のくじを引いた方を当選者といたします。

訂正を申し上げます。くじの本数は5本です。よって、若いほうの番号を引いた方が当選人とさせていただきます。先ほど1番と申しましたが、5本の中から選んでいただきますので、そのように御了承いただきたいと思います。

よろしいでしょうか、お願いいたします。

くじの結果を報告いたします。竹内祐子さんが2番を引きました。佐原佳美さんは3番でした。よって、竹内祐子さんが当選人と決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました竹内祐子さんが

議場におられますので、本席から会議規則第32条2項の規定により告知いたします。

竹内祐子さんの御挨拶をお願いいたします。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） ただいま皆様から今回の副議長という大役を御推挙いただき、誠にありがとうございます。ありがとうございます。

皆様としっかりと調和しながら議長を支え、湖西市議会のより発展を目指して頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 続きまして、会議録署名議員であります馬場 衛が議長に当選したことによりまして、署名議員が1名欠けました。会議録署名議員の補充指名を日程に追加し、補充指名を行います。

---

○議長（馬場 衛） 日程第7 会議録署名議員の補充指名を行います。

会議録署名議員に16番 中村博行君を補充指名いたします。

議長の選挙等を日程に追加しております。お手元の議事日程の日程番号が繰り下がりますので、よろしくをお願いいたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第8 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務経済委員に柴田一雄君、土屋和幸君、佐原佳美さん、加藤弘己君、荻野利明君、馬場 衛の6人を、福祉教育委員に滝本幸夫君、福永桂子さん、菅沼 淳君、楠 浩幸君、吉田建二君、二橋益良君の6人を、建設環境委員に加藤治司君、三上 元君、高柳達弥君、竹内祐子さん、中村博行君、神谷里枝さんの6人をそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。それぞれ正副委員長さんなどを決めることがありますので、時間を取らせていただきます。それでは暫時休憩といたします。再開は13時。

午前11時02分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで市長の御挨拶があります。影山市長、お願いいたします。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 改めましてこんにちは。臨時会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、午前中はどうしても所用の会議がございまして、急遽、議案等を変更いただきましたことを改めて、皆様にお手間をおかけしまして申し訳ございませんでした。また、御協力をいただきましてありがとうございます。

その中で、できる限り今経緯報告を極力手短に申し上げさせていただきますと、今日、午前中に県の川勝知事とオンラインで会議をさせていただきました。中身につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる新型インフルの特措法の24条9項に基づく時短要請についてということでございます。

今その調整を行っております、今日の夕方、湖西市としては対策本部を開催するという予定になっておりますので、そこで決定してまた公表させていただける予定になっております。

もう一つは、それに伴ってといたしますか、もともとの前提が、今の湖西市の新型コロナウイルスの感染症の陽性者の発表が昨日までで148名というふうになっております。特に、先週後半で1日10名以上といったような多数の陽性者が公表されているところで、もちろんその前からゴールデンウィークの人の流れの影響等々、またお隣の愛知県での緊急事態宣言その他様々な影響等を分析しながら、県の保健所や県とも協議をしてきたところであります。そういった影響から今回の感染拡大を踏まえ、感染拡大防止へということでのこういった時短要請が協議したということがまず1つであります。また、それとは別途、こういった例えば緊急事態宣言によって豊橋市、愛知県からのお客さんが少なくなったという声もありますし、もともと感染拡大によってお客さんが少ない、余計に出歩いている人が湖西市の中で

少ないということから、飲食店の非常に苦境といたしますか売上げの減少等、こういったお声もたくさん届けられておりました。それを湖西市としても事業者の支援策ということで売上げが減少した事業者の皆さんへの支援金ということは今まで検討してまいっております。これも今回、今日の夕方、先ほどの時短要請と併せて対策本部で検討することとなっておりますので、この2つを今日県のほう、川勝知事とも直接この2点について議論をさせていただきまして、県は県で同じように夕方、今詳細を詰めた上で発表するというふうに聞いておりますけれども、これと併せてまた後ほど市としても公表させていただければと思っております。

今、副市長のほうはこちらのほう、県と調整を行わせていただいておりますので、改めて発表させていただければと思っております。以上が、すみません、午前中の主な状況でございます。

それともう一つ、もともと今日、議会の開会で御挨拶の中で触れようと思っていたことが、新型コロナに関しましては、今の感染拡大の影響に加えましてワクチンの接種が始まっております。現時点での最新といたしますか、まず先週の金曜日、5月14日の金曜日までの予約状況が、対象者は分母が1万7,234人に対しまして予約された方々が1万4,051人ですので、81%余りとなっております。予約率が80%を超えましたので、これはいろんな市町村が予測されておりましたけれども、予約率としては高いのではないかなというふうに思っております。もちろんこの後も予約を引き続き受け付けさせていただいております。そして、ワクチンの接種が5月8日から始まり、また5月1日からは巡回接種も特別養護老人ホーム等々で行っていただいております。

特に今、湖西病院ですとか浜名医師会のドクター、看護師さん、本当に総動員と言っていいぐらいの皆様が御協力をいただいておりますし、またこの感染拡大の中で、例えば地域外来・検査センターへのPCR検査など、湖西病院の寺田院長は、特別養護老人ホームに接種しにいったと思ったらすぐPCR検査をしていただいたりとか、相当、通常業務が湖西病院でも検査やこういったワクチンの接種で困難な

ぐらいフル回転で御尽力をいただいておりますけれども、この結果としてワクチンの接種が今直近の昨日までの状況で集団接種は合計6回、6日間といえますか6回行いました。合計で集団接種と浜名病院での個別接種を含めて2,285人、先ほどの分母1万7,234人は同じですので、2,285人の方が接種、割合としては13.26%となっております。もちろんこれは今、水、木、土、日といった週4日間で行っておりますので、このペースで国の言っている7月末までの65歳以上の完了ということをしかりとできるように引き続き頑張っていきたいと思っておりますし、非常に浜名医師会をはじめ、医療関係者の皆様に本当に御尽力いただいておりますので、重ねて感謝を申し上げながら、しかりと行っていききたいと思っております。

もう一つ補足としてはワクチンの接種期間です。1回目後の2回目の接種に関しまして、報道にもありましたけれども、事前の、これまでの浜名医師会さんの協議の中で、1回目を優先するのか2回目を3週間後に打つのか、要は広くやるのか2回目をきっちりやるのかという議論が分かれた中で、湖西市の浜名医師会さんとの協議の中では、1回目を多くの人に打っていただくというような取組でやってまいりました。それはWHOだとか様々な厚生労働省にも問合せの結果、それ自体の問題はないという回答は頂いておりますけれども、浜名医師会さんとしても自主的にいろんな改善対応をしてくださっております、今この浜名医師会さんの御尽力で極力2回目への接種の期間を短くするというような改善を検討いただいておりますので、ここはまたどういった形になったかというのを、我々行政関係者だけではこれはどうしても、浜名医師会さんのお医者様とか看護師様とかそういった方々の御協力が不可欠なものですから、一体となってしかりと迅速にワクチンの接種に向けて頑張っていきたい、というふうに思っております。

以上、すみません、午前中の欠席とともに経過報告とさせていただきます。また、議案のほうの提案はこの後させていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（馬場 衛） 休憩中に常任委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

総務経済委員長 土屋和幸君、同じく副委員長に加藤弘己君、福祉教育委員長に吉田建二君、同じく副委員長に菅沼 淳君、建設環境委員長に加藤治司君、同じく副委員長に神谷里枝さん、以上のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。休憩中、各常任委員長から会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。この際、閉会中の継続審査の申出を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで申出書を配付させます。

〔申出書配付〕

○議長（馬場 衛） それでは、日程第9 総務経済委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務経済委員長からお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（馬場 衛） 日程第10 福祉教育委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

福祉教育委員長からお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第11 建設環境委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

建設環境委員長からお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

各常任委員会の閉会中の継続審査を日程に追加いたしましたので、お手元にご置きます議案書の議事日程の日程番号がそれぞれ繰り下がることとなります。どうぞよろしく願いいたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第12 議会運営委員会の委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務経済委員長 土屋和幸君、総務経済委員 佐原佳美さん、福祉教育委員長 吉田建二君、同じく福祉教育委員 二橋益良君、建設環境委員長 加藤治司君、建設環境委員 神谷里枝さんの以上6人を議会運営委員会委員に指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を14時とさせていただきます。

午後1時13分 休憩

---

午後2時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会の委員長、副委員長の互選をしていただいたので、その結果を報告いたしま

す。

議会運営委員長に神谷里枝さん、同じく副委員長に佐原佳美さん、以上のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。休憩中、議会運営委員長から会議規則第108条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

この際、閉会中の継続審査の申出を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで申出書を配付させます。

〔申出書配付〕

---

○議長（馬場 衛） それでは、日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査を日程に追加いたしましたので、再度、議事日程の日程番号が繰り下がることとなります。どうぞよろしく願いいたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第14 浜名学園組合議会議員の選挙及び日程第15 浜名湖競艇企業団議会議員の選挙を一括議題といたします。

これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませ



んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることにいたします。

お諮りいたします。指名の方法については、それぞれ議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

浜名学園組合議会議員に竹内祐子さん、吉田建二君、加藤弘己君、中村博行君の以上4人を、浜名湖競艇企業団議会議員に竹内祐子さん、土屋和幸君、加藤弘己君、二橋益良君、高柳達弥君の以上5人をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました諸君は、それぞれの議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩といたします。このままお待ちください。

午後2時05分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（馬場 衛） それでは、引き続き休憩を解いて会議を再開させていただきます。

○議長（馬場 衛） 日程第16 議案第57号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第57号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市税条例等の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が令和3年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきますので、ここに御報告し、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、個人市民税の給与所得者、公的年金等受給者の扶養申告書、退職手当申告書の電子化による申告などが主なものでございます。

詳細につきましては、総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場 衛） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 鈴木 徹登壇〕

○総務部長（鈴木 徹） 補足説明をさせていただきます。議案書4ページから、参考資料は2ページからとなります。

条例全体にわたり、法改正に伴う字句の整理を行っております。それ以外の改正について説明をさせていただきます。

第1条中第36条の3の2と第36条の3の3の改正は、企業等が給与所得者や公的年金等受給者から扶養親族申告書を電子提出により受ける際に、これまで必要だった税務署長の承認を廃止するものであります。

同様に第53条の8と第53条の9は、退職所得申告書の電子提出に必要でありました税務署長の承認を廃止するものであります。

第81条の4の改正は、軽自動車税の環境性能割の準用する規定を追加するものであります。

附則第11条から附則第13条までは、固定資産税の土地課税の負担調整による課税標準の特例の適用を

令和2年度から令和5年度までに延長するとともに、負担調整にかかわらず、上昇分については課税標準を令和3年度に限り令和2年度と同額にするものがあります。

附則第15条は、特別土地保有税の宅地課税の特例で、固定資産税と同様に、課税標準の特例の適用を令和2年度までから令和5年度までに延長するものであります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日までから令和3年12月31日までの9か月間延長するものであります。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税や軽減税率を適用する車両を規定するものであります。

附則第16条は、営業用の軽自動車税の種別割の特例を令和3年度から令和5年度まで延長するものであります。

附則第26条は、住宅借入金特別控除の対象となる期間の住宅取得、居住開始を令和3年12月31日から令和4年12月31日までに延長し、控除期間を令和16年度から令和17年度までに延長するものであります。

第2条の改正は、地方税法等の改正に伴う項ずれの修正をするものであります。

附則の第1条は、条例の施行日を令和3年4月1日からとするものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものであります。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第57号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり承認されました。

○議長（馬場 衛） 日程第17 議案第58号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第58号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が令和3年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、固定資産税と同様に土地課税の負担調整による課税標準の特例の延長と、令和3年度に限り上昇分を令和2年度の課税標準に据え置くものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第58号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり承認されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第18 議案第59号 令和3年度湖西市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めるとについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第59号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年4月20日に専決処分をさせていただいたもので、ここに御報告するとともに御承認をお願いするものでございます。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている所得の低い子育て世帯の生活支援を行うため、児童1人当たり一律5万円を給付する生活支援特別給付金に係る事業費を計上するものでございます。

なお、財源としましては、国庫の10分の10ですので国庫支出金を充て、補正額は歳入歳出それぞれ

5,000万円を増額をし、総額216億7,000万円とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第59号 令和3年度湖西市一般会計補正予算に係る専決処分の承認を求めるとについてをお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている所得の低い子育て世帯の生活支援を行うためということですが、この所得の低い世帯の選び出しはどのようにされたのか、要は漏れがあっては困るなどという視点からお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 袴田晃市登壇〕

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

所得の低い世帯に対する基準につきましては、まだ現時点で国のほうから示されておりません。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 10番 佐原さんいかがですか。

○10番（佐原佳美） 基準は示されていないけれども国のほうがやるということなので、予算を専決処分を取ったということだと思いますが、昨年のコロナウイルスが蔓延して生活困窮になった際には、ひとり親世帯への臨時特別給付金という形で1世帯第1子は5万円で第2子以降1人につき3万円というもの当初と、それから12月25日に支給ということで2回行われていたものが、今度はひとり親世帯ではなく夫婦そろっていたとしても、所得の低いというふうにならざることを拡大したということですが、ちょうど12月22日の全員協議会では、去年の第2弾のときはひとり親世帯ということでひとり親世帯臨時特別給付金の再支給ということで、具体的に児童扶養手当受給者279人と公的年金給付受給者6名とか、家計急変者6名というように私たちに資料の配付もいただいていたのに今回はなかったんです

から、この残業代を抜かした4,970万円というのがどういう内訳なのかな、積算したのかなという、交付金は4,700万円ですけれども、そんな思いをしたんです。それでも4,700万円を計上した理由はあるかと思うんですけど、それともう一点、資料のほうにある委託料の242万円というのは、どこへ委託、どういう作業をしてもらった委託料なのか教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

まず今回の給付につきましては、先ほど佐原議員からお話がありましたひとり親世帯とふたり親世帯でも住民税非課税世帯の方への支給ということになっておりまして、申し訳ございません、ひとり親世帯につきましては児童扶養手当を受給されている方という基準がございます、申請不要ということもありまして、5月10日の日に既に支給をさせていただいてるところでございます。残りの幾つか条件の方がありまして、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の方に関わる基準等につきましては、現時点でまだ情報が届いてないというようなこととなります。ちょっと訂正をさせていただきます。

それから、先ほどの委託料につきましては、現在使っておりますシステムのほうの一部改修が必要になるということでの委託料となっております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん、いかがですか。

○10番（佐原佳美） まだ住民税非課税世帯というのがまだ、税金のいろいろが決まってくるのがこれからだという時期のこともあるということでしょうし、国の基準も明確に示されていないということのようですが。本当にこの12月25日のときにも家計急変者6名というのも、私もこのときに聞かなかったんですけど、どうやってそういう人を探り当てたのかなというか、対象者というのがみんな困窮してるって自己申告ではなく、そういう数字上のものできちっと証明された基準で支給されるんだとは思いますが、また明確になったところで不足があった場合には、これはまた補正を組んでいくということになるんですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） 現時点で想定をされている人数を上回った場合につきましては、また補正予算等の御相談をさせていただくというような予定になるかと思えます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） いかにしても生活困窮家庭も増えていると思いますので、公平でまた本当に漏れない支給ができるようによろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。ただいまの質問に関しての答弁の中で、いま一度確認したい点もございまして質疑させていただきます。

まず、先ほど5月10日に支給をもうしましたというお話でございましたけれども、5月10日には何人の方に支給をされたんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 袴田晃市登壇〕

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

5月10日の支給に当たりましては、278世帯402名の児童分の手当を支給させていただいております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。

402名分が専決で支給済みでありますよということですね。一応4,700万円を単純に5万円で割りますと940人分ぐらいに該当すると思うんですけど、これは児童手当を頂いてる方は申請も不要で支給されていくということですけども、ここで残りの538人ぐらいですか、の分に関しては、これはあくまでもこの申請が不要な部分の方なのか、それともその他低所得者の子育て世帯に該当していくのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

児童扶養手当受給者以外の方には3つございます。児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方で、公的年金等により児童扶養手当を受給されていない

方、こちらについては申請をしていただくというよう  
な形で対応を考えております。

2つ目といたしましては、令和3年4月の児童扶  
養手当を支給していませんが、新型コロナウイルス  
感染症の影響を受けて家計が急変されているという  
ことで、収入が児童扶養手当を受給している方と同  
じ水準になっている方、こちらについても要申請と  
いう形でこれから受付をさせていただく形を考えて  
おります。

それからひとり親世帯以外で住民税非課税世帯の  
方、こちらにも申請をしていただくという形で、  
残りの方はこのような方の申請を受け、審査をさせ  
ていただいた中での給付という形になっております。  
以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、申請が不要の  
方は取りあえず終わりました。申請が必要な方につ  
いての情報提供はどのようにされますか。また、申  
請につきましても例えばやっぱり文書で申請するん  
ですかね、電子申請等のところまではいっていない  
のか、そんなところをお伺いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） まず、広報につつま  
しては市のウェブサイト、それから6月15日発行の  
広報こさい7月号のほうへ掲載をさせていただきま  
して、対象者の方への周知をさせていただきたいと  
思っております。

それから、まだ電子申請のほうが十分整っており  
ませんので、窓口の申請へというように形で考えて  
おります。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうご  
ざいます。

それから1点ですけれども、これは18歳に達する日  
以後の最初の3月31日までの間にある児童が対象に  
なるということですが、障害を持っている方は  
二十歳未満というところまでがオーケーになって  
いるんですけれども、その辺も漏れはないようになっ  
ていますか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） そちらのほうにつま  
ましても、担当課のほうで十分精査した上、漏れの  
ないよう手続をさせていただいております。以上  
でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。そう  
しますと、おおむね940人という数字を今はじき出  
していただいているわけです。

先ほどもし人数がオーバーしたら補正を組むとい  
うことですが、追加の交付金が出てくるという  
捉え方をしてよろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） その辺りにつつま  
しては、国庫補助金のほうの変更手続をさせていた  
だいた上で、また補正のほうを同時に多分申請をさせ  
ていただくというか、御承認をいただくというよう  
な手続になろうかと思えます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 了解しました。ありがとうご  
ざいます。

○議長（馬場 衛） ほかに質疑のある方はござ  
いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3  
項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員  
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第59号について採決いたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙  
手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したが  
って、議案第59号は原案のとおり承認されました。

○議長（馬場 衛） 日程第19 議案第60号 令和3年度湖西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第60号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ660万円を増額をし、総額を216億7,660万円にしようとするものでございます。

歳出の内容といたしましては、今後の新居弁天観光地域、海湖館ですとか海釣り公園等々の発展的な活用、今後、民間の知恵や知見、民間の活力を活用して、通年で1年を通じてより新居の町への来訪者数を増やし、そして多くの方に楽しんでいただくための利活用事業、こういったものを円滑に進めるため、老朽化が著しく進み、設備等、危険箇所が増加をしているわんぱくランドの解体工事、実施設計業務に係る委託料を計上するものでございます。

なお、財源といたしましては市税を増額し対応するものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。9番 楠君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。一般会計補正予算ですけれども、商工費で660万円の補正をされるということです。わんぱくランド、今年度当初は今年1年運営をするよというようなことで、3月の議会で可決をしたわけなんですけれども、今回、補正予算に至った経緯、老朽化っていうような話もあったんですけれども、そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） それではお答えいたします。

わんぱくランドにつきましては、4月に運営をしようと思いましたが事業の進捗のほうを進めておりましたが、4月に改めて現場を確認した際にはスライダーや通路などの施設の傷みが激しい状況でございました。施設の基礎部分の腐食やコースにある手すりや踏み台などから腐食した金属片が落下するようなどころが見受けられたりとか、コンクリートの部分のひび割れや剥離などが見られて、老朽化が著しく利用者の安全性が確保できないではないか、ということで判断をさせていただきました。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠君、いかがですか。

○9番（楠 浩幸） 補正の概要は施設の解体の設計費用ということなんですけども、実際に今年度、解体の予定があるのかどうなのかを伺えますか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 今年度の予定といたしまして、新居弁天海浜公園、わんぱくランドを含む新居弁天地域を対象に、6月にサウンディング調査、9月にプロポーザルを実施して利活用の選定を進めていくということで予定しております。

今回のこの事業を考えていく中で、官公庁が出してます補助事業の採択を受けるべく対応しております。その補助事業の進行につきましては、来年2月までに事業終了ということで見えておりますので、基本的には今年のうちに解体をさせていただきたいという格好で考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○9番（楠 浩幸） ということであると、補助事業が取れば解体を進めるけれども、それが採択されなかった場合は今年度どうでしょう。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

採択されなくても基本的には設計のほうができまして際には、予算の計上のほうをできるような形で調整のほうを進めて、計上させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○9番（楠 浩幸） あくまでも今年度中に解体を進めたいよという意向を確認できました。

さらにちょっとお伺いしたいんですけども、4月に施設の状況を確認されたということなんですけれども、当初予算を計上する前にはそういった設備の状況、今年度、令和3年度は1年間運用するというような御提案だったと思うんです。当初予算計上時には、そういった施設の点検ですとか整備状況というのは確認をされなかったのかどうか、伺いたいです。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

昨年の9月議会に今年も運営ができるような形でということで、若干の修繕費のほうを予算要求を現実的にはさせていただいております。その時点の中で対応ができるというような思いでいましたけれども、現実、昨年1年間動かさなかったという状況とこの4月に向けて点検をした際には、踏み台のところに穴が空いてるようなものが多く見られるという形になっておりますので、この危険な状況の中で開くということと、あとコロナ禍の影響をまたどのように受けるのかということを加味した中で、休園という形のことを考えさせていただきました。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○9番（楠 浩幸） 半年やそこらで鉄板に穴が空くとはちょっと考えにくいんですけども、よく検討されて計上して。我々もそこに関しては議会も予算を通したもんですから、議会としての責任は認識をするわけなんですけども、今年度運用するよということに対して、地域の方ですとか関係する方に対しては理解とか、そういった活動は済んでおるといふことでよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 地域の方、あと民間の観光業の方、御説明のほうをさせていただいております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○9番（楠 浩幸） 説明をされた中で、地域の理解を得たというふうに理解してよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） そのとおり認識をしてお

ります。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○9番（楠 浩幸） 最後にもう一点伺いたいんですけども、当初予算でわんぱくランドを1年間運用するに当たって1,574万4,000円でしたね、これの取扱いというのはどういうふうにお考えですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 先ほどお話をさせていただきました補助事業の関係のほうも、時がたてば状態が見えてくるかと思えます。今現在の考え方の中では、9月の時点の補正の中でその処理について考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○9番（楠 浩幸） 先ほど市長からもコロナの状況の説明があり、湖西市が非常に厳しい状況だよということを理解するわけなんですけれども、この1,574万4,000円が9月まで凍結をされるってということなんですよね。考え方として、質疑なので意見を申し上げるつもりはないんですけども、使うめどがなくなった予算を半年間、5か月塩漬けにしているって感じが私にはとても理解ができない。

今回、本来であれば660万円のこの補正とセットで補正予算を出していただけたらなというふうに思っていたんです。そういったもっとスピード感を持ってコロナ対策にお金を回していく、もっと言えば、観光事業も非常にダメージを受けてるというふうに理解してるんです。そのコロナが終わった後に対しての投資に使うんだとかっていうようなお考えとか、そういった9月に補正をされるということなんですけれども、そこもちゃんと踏まえた補正の予算を計上していただきたいと思うんですが、その辺りだけ聞いて終わります。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） おっしゃるとおりに、限られた予算でございますので、有効に活用させていただきたいというふうに考えております。また、その際に工事費等云々と考え方は出るかと思えますので、そちらのほうの活用云々併せまして、有効な活用を目指したいと思えます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○9番(楠 浩幸) スピード感を持った対応をお願いして質疑を終わります。

○議長(馬場 衛) ほかに質疑のある方。17番 神谷里枝さん。

[17番 神谷里枝登壇]

○17番(神谷里枝) 同じところで質問をさせていただきます。

まず歳出の関係です。やはり今楠議員も質問されていましたが、その中で地域、民間には説明をした、理解を得たと解釈しているという御答弁でございました。公共施設再配置個別計画を年度末に頂いているわけですが、その中では令和3年度は区分、区域の土地整理、それから設備の状況調査と開園可否判断、判断をしたというところはそうかなと思います。その中でやはり地域住民や関係団体からも存続の要望が出されているため、他用途での有効活用も含め検討する必要がある、将来的にはレジャープール機能の変更や民間活力の導入による有効活用の検討と。公共施設再配置個別計画の中ではそのようにうたわれているんですけども、年度末に出された公共施設再配置個別計画に対して5月17日のこの臨時議会には、この解体の実施設計を委託しますよというこのところに関して、あまり整合性が取れていないように私は感じたんです。ここら辺は本当に、要望書が出されたりいろいろしているということですけども、その辺の対応もされて今回補正を上げるに至った、そういう解釈でいいんでしょうか。やはり文章で出されているんですしたら、文章で答えをお返ししたのかどうか、その辺も含めて確認させていただきたいと思います。

○議長(馬場 衛) 産業部長。

[産業部長 山本信治登壇]

○産業部長(山本信治) お答えいたします。

ゴールデンウィークを挟んだぐらいのところの間で、地域のほうの説明をというような時期になってしまっておりますが、今回こういうような形でわんぱくランドのほうを新たなものにリニューアルをさせていく考え方を、進めていきたいということを説明させていただきまして、地域自治会、町内会、あと先ほども申し上げましたけれども、観光関係の事

業者さんのほうに御説明をさせていただきまして、特段に反対という形の意見のほうはいただいておりますので、御理解のほうをいただけたものだと思います。また、この先、一般市民的には新聞のほうで出てしまいましたけれども、改めてお知らせのほうをしていかなければならないという理解をしております。以上でございます。

○議長(馬場 衛) 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番(神谷里枝) すみません、先ほど私、要望に対してのことはお聞きしたんですけども、地域とかそういったところからは文書での要望ではなかったんですか、その辺確認させてください。

○議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(山本信治) 大変申し訳ありませんでした。文書でのお話ではなくて、いろんな会議の中でのお話の中で、こういうような利用を進めていきたい、まだ何とかわんぱくランドを続けていただけないかというような格好のお話は、今まででいただいておりますという形のものでございます。以上です。

○議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 要するに意見交換会のような場所で何となく、そんな大きな反対の声は上がらない、発展的な解釈で理解が得られた、そういうことで当局としては進めていきたい、そういうことでよろしいんですね。やっぱり、随分わんぱくランドの海水のプールっていうことでもいろいろありましたし、本当あってもいいのかなと、海水ですので余計に傷みが激しいとは思うんですけども。その辺でもともと地元の方たちの一つの観光の要素にもなってるかなと思ったときに、本当にしっかり理解を得ておかないと、そんなはずではなかったという状況になってはいけないかなと思ひまして、しつこく確認をさせていただきました。

そこで、今回この議場でしっかり理解を得られたものと解釈しているという御答弁ですので、当局は自信を持っているというふうに解釈をいたします。

歳入に関してちょっとお聞きしたいんです。市税の現年課税分、固定資産税を660万円増額するものっていうことですけども、大体市税の通知がされるのは4月から6月ぐらいに通知書が送られてきまし



て、年4回に分けて納税されていると思うんです。ちょっと日にちにずれがあるかもしれませんが、1回目が今月の31日、次が8月の頭、次が11月の下旬、そして年が明けまして2月の下旬というふうに一応納付期限が決められていると思うんですが、この5月17日の時点で現年課税分を増額補正する根拠をお聞きしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

4月21日現在で、固定資産税について調定のほうが出ております。減免等を反映させた状態でございますが、その中で3億8,700万円ほど当初の予算に比べて増えるだろうという形の調定が出ております。その中から必要な部分を歳入させていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 4月21日に調定をして、当初が3億8,700万円が増えるだろうという、ごめんなさい、その後がうまく聞き取れなかったんですけども、増えるであろうという予測の中で、今回、現年課税分を660万円増額するというそういうことでよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） 増えるであろうという表現ですと、下がるかもというふうに思われてもあれなんですけども、調定を出しておりますので、調定の中では当初の予算と比較して3億8,700万円の増額というふうに判断しております。

その中で、やはり土地の課税標準額のほうは下がっておりますが、家屋それから償却、そちらのほうは当初の予算よりも調定では上回ったということで、そちらから歳入のほうをしておるということでございます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 3億8,700万円の増額が見込める調定で出たということですね。そういった中で、課税標準額に対しましても土地は下がっているけども、家屋と償却資産のほうがそのくらい調定をした結果、増えてくる。その中から商工費のほうに660万円、今回この事業を進めるに当たって必要となる

額なので、そこで増額をした、そういうことでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。最初の1回目の納期限が5月31日なんですけども、調定をした時点でこれだけ増えるって、調定がなされたということなんですね。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） この調定の課税標準額で今回も課税のほうをしまいりますので、これがまずは最初の調定ということでございます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） ほかに質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第60号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで、事務局長から報告事項を申し上げます。事務局長。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 御報告を申し上げます。

す。

議案書の受理について申し上げます。休憩中に市長から追加議案として人事案件1件が提出されました。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 報告は終わりました。

お諮りいたします。この際、追加議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議ありませんのでそのように決定いたしました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第20 議案第61号 湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により柴田一雄君の退席を求めます。

〔1番 柴田一雄退席〕

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員数は17人です。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第61号につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任をいたしました神谷里枝さんから5月16日を持ちまして湖西市監査委員を辞職したい旨の申出があり、地方自治法第198条の規定により承認をしたところでございます。

その後任委員として柴田一雄さんを湖西市監査委員に選任したく、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

本案は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり同意することに決しました。

柴田一雄君、入場してください。

〔1番 柴田一雄入場〕

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員数は18人です。

---

○議長（馬場 衛） 以上で本会議に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第1回湖西市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時02分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 馬 場 衛

副 議 長 竹 内 祐 子

署名議員 荻 野 利 明

署名議員 中 村 博 行